

既存施策シート

既存施策-1 点野水辺づくりワークショップ

対象となるみどり	淀川河川公園	実施主体	市民、事業者、学校、行政（国・市）
内容	点野野草地区の整備に際して、点野地区の整備と管理についての意見交換や点野水辺プロジェクトの進め方や課題についての話合いの場として、国が主体となって平成 26 年度に第 1 回を開催し、平成 29 年度までに 9 回開催されています。		
実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度より平成 29 年度まで計 9 回開催 みんなでつくり、楽しめる里川空間(仮)を提案 		
関連計画等	淀川河川整備・管理運営プログラム（平成 29 年 3 月）		
関連する具体施策	具体施策 1,2		

既存施策-2 点野水辺プロジェクトの検討、実施

対象となるみどり	淀川河川公園	実施主体	市民、事業者、学校、行政（国・市）
内容	<p>点野野草地区の整備に向けて、国が主体となって以下の取り組みが実施されています。</p> <p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO等開催のイベントを協力・支援（4 月：水辺の集い、8 月：淀川まるごと体験会、11 月：茨田イチョウ祭り） <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO等開催のイベントを協力・支援（4 月：水辺の集い、8 月：淀川まるごと体験会、11 月：茨田イチョウ祭り） ネットワーク形成に向けた新規イベントの企画・実施 <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施設計（水域・高水敷） まちなか連携プラットフォーム拡大（ネットワークの拡大） <p>平成 31 年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備工事（水域・高水敷） まちなか連携プラットフォーム拡大（ネットワークの拡大） 市民参加による運営管理 		
実績	<ul style="list-style-type: none"> NPO、学校、大学等と連携し、年 3 回のイベントを実施 		
関連計画等	淀川河川整備・管理運営プログラム（平成 29 年 3 月）		
関連する具体施策	具体施策 1,2		

既存施策-3 淀川河川公園整備・管理運営プログラムの促進に係る国との協議

対象となるみどり	淀川河川公園	実施主体	行政（国・市）
内容	<p>「淀川の魅力を守り、育て、使いこなす新たなチャレンジ」として、国が策定した「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」について、以下の基本方針に基づき取り組みが推進されています。</p> <p>○整備の重点方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点野親水空間整備事業 <p>○管理運営の重点方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化・水辺の体験プログラムの提供 ・ワンランク上の都市型アウトドアの創出 ・国営公園からの健康づくりプログラム ・淀川を満喫する緑の空間演出とその利活用 ・快適性と安全性を目指した質の高いサービス提供 		
実績	点野水辺づくりワークショップの開催、点野水辺プロジェクトの検討、実施		
関連計画等	淀川河川公園基本計画（平成 20 年 8 月）		
関連する具体施策	具体施策 1,2		

既存施策-4 淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画

対象となるみどり	淀川河川公園	実施主体	行政（市）
内容	<p>淀川河川公園中流左岸地域協議会では、「枚方市、寝屋川市及び守口市域（大日地区、佐太西地区）の淀川河川公園」を対象区域として、今後およそ5年程度を目途として、整備・再整備を実施することが見込まれる地区について、計画の検討や整備及び管理運営を推進していることから、市としても協議会への参画などを通じた取り組みを促進しています。</p>		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度より毎年度 1～2 回程度開催 ・淀川河川公園 太間・点野野草地区 公園整備計画の策定（平成 24 年 12 月） 		
関連計画等	淀川河川公園基本計画（平成 20 年 8 月）		
関連する具体施策	具体施策 1,2		

既存施策-5 淀川河川公園の活用（自然とのふれあいなど）

対象となるみどり	淀川河川公園	実施主体	市民・事業者・学校
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●淀川を知ることは、関西の水の歴史を知ることであり、沿川の各所には淀川の昔を物語る歴史資源が今もなお数多く残っています。 ●春や秋の行楽シーズンには舟運事業と連携した散策ツアーや、気軽に楽しめるカヌー・ボート体験を通して淀川の歴史文化と水辺の学習プログラムを提供します。 ●さらに、淀川をフィールドとして活躍する様々な地域の活動団体とのネットワークを広げ、淀川だからこそ体感できる水と緑にふれあえる機会を創出します。 		
実績	点野水辺プロジェクトにおける淀川まるごと体験会や茨田イチョウ祭りをはじめ、スポーツ・レクリエーション、自然体験など、年間を通じて多様なイベントが実施されている。		
関連計画等	淀川河川公園基本計画（平成 20 年 8 月）		
関連する具体施策	具体施策 2		

既存施策-6 景観形成基準に基づく指導

対象となるみどり	土地利用	実施主体	行政（市）																																																			
内容	<p>以下に示す市全域における景観形成基準、及び景観重点地区ごとに設定した景観形成基準に基づく行為制限について、指導を行っています。</p> <p>■市全域における届出対象行為と景観形成基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>景観形成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">敷地</td> <td>空地の配置・意匠</td> <td>・まちなみにゆとりとるおいを創り出す空地などの確保あるいは、まちを特徴づけるまち角広場などの配置に努めるとともに、その意匠を工夫する。</td> </tr> <tr> <td>敷地の形態・意匠</td> <td>・周辺の環境や敷地・建築物の見え方に配慮し、適切な敷地の形態・意匠を工夫する。</td> </tr> <tr> <td>屋外附帯施設</td> <td>・玄関アプローチ、駐車場、自転車置場、ゴミ置場、受水槽などの屋外附帯施設は、周辺環境になじむようにその配置、デザインを工夫する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建築物</td> <td>建築物の形態・意匠</td> <td>・建築物の形態・意匠は、それが建つ場所の状況をふまえ周辺のまちなみとの調和、あるいは対比などに配慮しつつ、建築物全体としてのまとまりや表情のあるものになるよう工夫する。</td> </tr> <tr> <td>低層部の形態・意匠</td> <td>・1階部分の利用形態・意匠は、周辺のまちなみの連続感を出すように工夫する。また、道路に面する外壁の後退に努めるとともに、その後退部分は歩行者空間や緑化スペースとして活かすよう工夫する。</td> </tr> <tr> <td>バルコニーの意匠</td> <td>・バルコニーは、洗濯物や冷暖房室外機など景観を阻害する要素が外から見えないように工夫する。また、まちなみにつながりやアクセントを与えるようなデザインにも配慮する。</td> </tr> <tr> <td>外壁の材料・色彩</td> <td>・外壁材は、周辺の建築物と調和する素材、あるいは時間の経過によって、劣化しない素材を用いるよう努める。また、色彩は周辺のまちなみに配慮したものにする。※別表1の色彩基準を遵守すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">附帯設備等</td> <td>屋上附帯設備</td> <td>・屋上附帯設備は、建築物との一体化をはかる、あるいは壁面の立ち上げやルーバーなどでかくすよう努める。</td> </tr> <tr> <td>屋外階段・外壁附帯設備</td> <td>・屋外階段は、建築物と調和するよう工夫する。また、外壁附帯設備は、壁面と同一の色調とするか、あるいはデザイン要素として活かすよう工夫する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">広告物に関する共通事項</td> <td colspan="2">・広告物は、建築物や周辺景観に調和するよう表示内容を必要最小限の文字・図柄などにとどめるよう工夫し、全体として良質なデザインとなるよう努める。また、維持管理にも留意したものとす。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋上広告物</td> <td colspan="2">・屋上広告物は、建築物との一体性のあるデザインをはかるとともに、極端な搭状をさけ、安定感のあるデザインとなるよう工夫する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">突出看板</td> <td colspan="2">・突出看板は、敷地から突出させないことを基本に整理統合してすっきりしたものになるよう工夫する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">開発行為</td> <td colspan="2">・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむをえない場合、法面は緑化等を施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</td> <td colspan="2">・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化等を施し、周辺地域との調和に配慮する。 ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">木竹の植栽又は伐採</td> <td colspan="2">・大規模な伐採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺地域との調和に配慮する。 ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積</td> <td colspan="2">・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮する。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 ・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を周辺地域と調和に配慮した緑化や塀の設置等により遮蔽する。</td> </tr> </tbody> </table>			対象	景観形成基準	敷地	空地の配置・意匠	・まちなみにゆとりとるおいを創り出す空地などの確保あるいは、まちを特徴づけるまち角広場などの配置に努めるとともに、その意匠を工夫する。	敷地の形態・意匠	・周辺の環境や敷地・建築物の見え方に配慮し、適切な敷地の形態・意匠を工夫する。	屋外附帯施設	・玄関アプローチ、駐車場、自転車置場、ゴミ置場、受水槽などの屋外附帯施設は、周辺環境になじむようにその配置、デザインを工夫する。	建築物	建築物の形態・意匠	・建築物の形態・意匠は、それが建つ場所の状況をふまえ周辺のまちなみとの調和、あるいは対比などに配慮しつつ、建築物全体としてのまとまりや表情のあるものになるよう工夫する。	低層部の形態・意匠	・1階部分の利用形態・意匠は、周辺のまちなみの連続感を出すように工夫する。また、道路に面する外壁の後退に努めるとともに、その後退部分は歩行者空間や緑化スペースとして活かすよう工夫する。	バルコニーの意匠	・バルコニーは、洗濯物や冷暖房室外機など景観を阻害する要素が外から見えないように工夫する。また、まちなみにつながりやアクセントを与えるようなデザインにも配慮する。	外壁の材料・色彩	・外壁材は、周辺の建築物と調和する素材、あるいは時間の経過によって、劣化しない素材を用いるよう努める。また、色彩は周辺のまちなみに配慮したものにする。※別表1の色彩基準を遵守すること。	附帯設備等	屋上附帯設備	・屋上附帯設備は、建築物との一体化をはかる、あるいは壁面の立ち上げやルーバーなどでかくすよう努める。	屋外階段・外壁附帯設備	・屋外階段は、建築物と調和するよう工夫する。また、外壁附帯設備は、壁面と同一の色調とするか、あるいはデザイン要素として活かすよう工夫する。	広告物に関する共通事項		・広告物は、建築物や周辺景観に調和するよう表示内容を必要最小限の文字・図柄などにとどめるよう工夫し、全体として良質なデザインとなるよう努める。また、維持管理にも留意したものとす。		屋上広告物		・屋上広告物は、建築物との一体性のあるデザインをはかるとともに、極端な搭状をさけ、安定感のあるデザインとなるよう工夫する。		突出看板		・突出看板は、敷地から突出させないことを基本に整理統合してすっきりしたものになるよう工夫する。		開発行為		・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむをえない場合、法面は緑化等を施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。		土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化等を施し、周辺地域との調和に配慮する。 ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。		木竹の植栽又は伐採		・大規模な伐採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺地域との調和に配慮する。 ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。		屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積		・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮する。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 ・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を周辺地域と調和に配慮した緑化や塀の設置等により遮蔽する。	
対象	景観形成基準																																																					
敷地	空地の配置・意匠	・まちなみにゆとりとるおいを創り出す空地などの確保あるいは、まちを特徴づけるまち角広場などの配置に努めるとともに、その意匠を工夫する。																																																				
	敷地の形態・意匠	・周辺の環境や敷地・建築物の見え方に配慮し、適切な敷地の形態・意匠を工夫する。																																																				
	屋外附帯施設	・玄関アプローチ、駐車場、自転車置場、ゴミ置場、受水槽などの屋外附帯施設は、周辺環境になじむようにその配置、デザインを工夫する。																																																				
建築物	建築物の形態・意匠	・建築物の形態・意匠は、それが建つ場所の状況をふまえ周辺のまちなみとの調和、あるいは対比などに配慮しつつ、建築物全体としてのまとまりや表情のあるものになるよう工夫する。																																																				
	低層部の形態・意匠	・1階部分の利用形態・意匠は、周辺のまちなみの連続感を出すように工夫する。また、道路に面する外壁の後退に努めるとともに、その後退部分は歩行者空間や緑化スペースとして活かすよう工夫する。																																																				
	バルコニーの意匠	・バルコニーは、洗濯物や冷暖房室外機など景観を阻害する要素が外から見えないように工夫する。また、まちなみにつながりやアクセントを与えるようなデザインにも配慮する。																																																				
	外壁の材料・色彩	・外壁材は、周辺の建築物と調和する素材、あるいは時間の経過によって、劣化しない素材を用いるよう努める。また、色彩は周辺のまちなみに配慮したものにする。※別表1の色彩基準を遵守すること。																																																				
附帯設備等	屋上附帯設備	・屋上附帯設備は、建築物との一体化をはかる、あるいは壁面の立ち上げやルーバーなどでかくすよう努める。																																																				
	屋外階段・外壁附帯設備	・屋外階段は、建築物と調和するよう工夫する。また、外壁附帯設備は、壁面と同一の色調とするか、あるいはデザイン要素として活かすよう工夫する。																																																				
広告物に関する共通事項		・広告物は、建築物や周辺景観に調和するよう表示内容を必要最小限の文字・図柄などにとどめるよう工夫し、全体として良質なデザインとなるよう努める。また、維持管理にも留意したものとす。																																																				
屋上広告物		・屋上広告物は、建築物との一体性のあるデザインをはかるとともに、極端な搭状をさけ、安定感のあるデザインとなるよう工夫する。																																																				
突出看板		・突出看板は、敷地から突出させないことを基本に整理統合してすっきりしたものになるよう工夫する。																																																				
開発行為		・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむをえない場合、法面は緑化等を施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。																																																				
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化等を施し、周辺地域との調和に配慮する。 ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。																																																				
木竹の植栽又は伐採		・大規模な伐採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺地域との調和に配慮する。 ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。																																																				
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積		・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮する。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 ・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を周辺地域と調和に配慮した緑化や塀の設置等により遮蔽する。																																																				
実績	—																																																					
関連計画等	景観法、寝屋川市景観条例（平成22年4月）、寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）、寝屋川市景観計画（平成30年3月）																																																					
関連する具体施策	具体施策 3,16,20,31																																																					

既存施策-7 府営公園のマネジメントに関する府との協議

対象となるみどり	大規模公園	実施主体	行政（府・市）
内容	府と連携した大規模公園の戦略的なマネジメント、管理運営、リニューアル、見直しなどについて定期的に協議を実施しています。		
実績	－		
関連計画等	－		
関連する具体施策	具体施策4,5,6,7		

既存施策-8 指定管理者による管理運営

対象となるみどり	都市公園	実施主体	行政（府・市）
内容	市内都市公園（11公園）について、公益社団法人寝屋川市シルバー人材センターへ委託を実施しています。 また、府営公園においても公園協会が指定管理者として管理運営を実施しています。		
実績	市委託費（11公園計）112,302,000円（H29予算）		
関連計画等	都市公園法		
関連する具体施策	具体施策5,13		

既存施策-9 見直し基本方針に基づく評価等に係る大阪府との協議

対象となるみどり	寝屋川公園	実施主体	行政（市）
内容	<p><見直しの方向性></p> <p>都市づくりにおいて、みどりの施策を重要視し、「みどり」の充実を一層しっかりと行っていける現実性のある施策を展開するために、公共の取り組みだけではなく、府民協働のもとにセミパブリック空間を積極的に創出するという基本的姿勢に立ち、地域制緑地等による規制的手法や民有地緑化、既存の緑の保全など誘導的手法によって、都市計画公園・緑地だけでなく、施設緑地や地域制緑地等を一体的に評価する仕組みについて検討しています。</p>		
実績	－		
関連計画等	都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（平成24年3月）		
関連する具体施策	具体施策7		

既存施策-10 ワークショップによる計画づくり

対象となるみどり	住区基幹公園等	実施主体	市民、行政（市）
内容	整備後の公園をより多くの市民に利用してもらえるように、市民ワークショップ等による市民のニーズを踏まえた公園の計画づくりを進めています。		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・太秦2号公園（自然や野鳥との共生を目指した公園として整備） ・幸町公園（親水公園として整備） ・大和公園（緑の基本計画（緑化モデル優先地区）として、災害時の避難場所となるよう、隣地の大和神社と一体的に整備） ・萱島あやめ池公園（密集市街地における防災性の向上や地域活性化を図るため、防災機能を備えた公園として整備） ・萱島さくら公園、長栄寺ふれあい広場、いちじく公園（密集事業に伴う整備）など 		
関連計画等	都市公園法、寝屋川市都市公園条例		
関連する具体施策	具体施策9,29		

既存施策-11 優先順位を踏まえた都市計画公園等の整備

対象となるみどり	都市計画公園・緑地	実施主体	行政（市）
内容	公園が不足する地域や防災性の向上が求められる地域などにおける都市公園など、優先的に整備が必要なものから順に整備を実施しています。		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・太秦2号公園（自然や野鳥との共生を目指した公園として整備） ・幸町公園（親水公園として整備） ・大和公園（緑の基本計画（緑化モデル優先地区）として、災害時の避難場所となるよう、隣地の大和神社と一体的に整備） ・萱島あやめ池公園（密集市街地における防災性の向上や地域活性化を図るため、防災機能を備えた公園として整備） ・萱島さくら公園、長栄寺ふれあい広場、いちじく公園（密集事業に伴う整備）など 		
関連計画等	都市公園法、寝屋川市都市公園条例、寝屋川市都市計画マスタープラン（平成24年3月）		
関連する具体施策	具体施策 10		

既存施策-12 計画的なまちづくりとあわせた都市公園の整備

対象となるみどり	住区基幹公園等	実施主体	行政（市）
内容	市街地開発事業や密集事業などにおいて、計画的なまちづくりとあわせた都市公園の整備を進めています。		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・萱島あやめ池公園（密集市街地における防災性の向上や地域活性化を図るため、防災機能を備えた公園として整備） ・萱島さくら公園、長栄寺ふれあい広場、いちじく公園（密集事業に伴う整備）など 		
関連計画等	都市公園法、寝屋川市都市公園条例、寝屋川市都市計画マスタープラン（平成24年3月）		
関連する具体施策	具体施策 10		

既存施策-13 公共施設再編に伴う跡地活用などによる都市公園整備の検討

対象となるみどり	都市公園	実施主体	行政（市）
内容	公共施設の統廃合等に伴う跡地を活用した都市公園の整備について検討しています。		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市立地適正化計画（平成30年4月）、寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）		
関連する具体施策	具体施策 10		

既存施策-14 地域二一ズ等を踏まえた都市公園の再整備

対象となるみどり	住区基幹公園等	実施主体	行政（市）
内容	友呂岐緑地やみはらし公園の再整備を実施しました。		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・友呂岐緑地整備基本計画を策定し、照明灯や休憩施設の設置、入り口整備によるバリアフリー化を実施 ・市道整備に伴う見晴らし公園の再整備 		
関連計画等	都市公園法、寝屋川市都市公園条例		
関連する具体施策	具体施策 12		

既存施策-15 公園愛護会などによる清掃活動

対象となるみどり	都市公園など	実施主体	市民
内容	公園美化のために2名以上で継続して毎月2回以上の清掃、除草活動を行う団体に対して報償金や支給品を提供し、市民による維持管理を推進しています。		
実績	169公園、100団体（H14年～H29.3の累計）		
関連計画等	都市公園法、寝屋川市都市公園条例		
関連する具体施策	具体施策 13		

既存施策-16 市民等による植栽活動

対象となるみどり	都市公園	実施主体	市民、事業者、学校
内容	以下の事業を展開し、市民等による植栽活動の促進を図っています。 <ul style="list-style-type: none"> ●公園緑地等植栽サポーター制度 公園の既存花壇を活用し、花苗等の植栽を実施 ●記念植樹事業 市民参加による緑化事業として、主に出生や結婚の記念植樹を毎年秋に実施 ●健康花壇設置事業 市民自らの手で、花と緑のある美しいまちづくりを推進するため、公園等の一部を利用した健康花壇を設置 		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ●公園緑地等植栽サポーター制度：6か所（H29年度） ●記念植樹事業：累計 1,210本（H29年度まで） ●健康花壇設置事業：累計 25箇所、22団体（H29年度まで） 		
関連計画等	都市公園法、寝屋川市都市公園条例		
関連する具体施策	具体施策 13		

既存施策-17 地域による都市公園の管理運営の推進

対象となるみどり	都市公園	実施主体	市民
内容	自治会等の地域組織等が主体となったイベントの実施など、地域が主体となった公園の管理運営の推進を図っています。		
実績	<p><大利自治会による大利公園の管理運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市提供の花苗や、自ら調達した球根や種等を用いた花壇管理 ・公園での盆おどり、ジャズコンベンションなどのイベントの実施 など 		
関連計画等	都市公園法、寝屋川市都市公園条例		
関連する具体施策	具体施策 13		

既存施策-18 公園施設の定期的な点検

対象となるみどり	都市公園	実施主体	行政（市）
内容	公園施設の安全点検に関する指針案などを踏まえた上で、指定管理者とも連携を図りながら、基本的に月1回程度の定期的な点検を		
実績	—		
関連計画等	都市公園法、寝屋川市都市公園条例、寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）		
関連する具体施策	具体施策 14		

既存施策-19 公園施設のバリアフリー化の推進

対象となるみどり	都市公園	実施主体	行政（市）
内容	主要な都市公園を中心として、関係法令に基づく公園施設のバリアフリー化を進めています。		
実績	友呂岐緑地整備基本計画に基づく入り口整備によるバリアフリー化の実施 など		
関連計画等	都市公園法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、寝屋川市都市公園条例、寝屋川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例		
関連する具体施策	具体施策 14		

既存施策-20 植栽管理マニュアルに基づく維持管理

対象となるみどり	都市公園など	実施主体	行政（市）
内容	樹木等の剪定方法や時期など、適切な維持管理方法を示す植栽管理マニュアルに基づき、公園や街路樹等における樹木や草地などの植栽管理を実施しています。		
実績	公共施設植栽事業による実績：11 公共施設等、樹木 2,538 本、地被類 3,768 鉢（H28 年度）		
関連計画等	寝屋川市植栽管理マニュアル		
関連する具体施策	具体施策 14		

既存施策-21 防犯カメラの設置

対象となるみどり	都市公園	実施主体	行政（市）
内容	公園施設の適正利用や犯罪防止を図るため、防犯カメラの設置を進めています。		
実績	31 公園（114 基）（H23 年度～H29 年度）		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 14		

既存施策-22 公園灯のLED化

対象となるみどり	都市公園	実施主体	行政（市）
内容	公園施設の適正な維持管理を図るため、順次公園灯のLED化を推進します。		
実績	51 公園（178 基）（H23 年度～H29 年度）		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 14		

既存施策-23 駅前などにおけるみどりの取り組みの推進

対象となるみどり	公共公益施設	実施主体	行政（市）
内容	寝屋川駅前線の整備や寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業、寝屋川市駅東西駅前広場再整備など、駅周辺における整備事業等に合わせ、みどりの確保に取り組んでいます。		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ●寝屋川駅前線⇄初本町公園 本市の玄関口である京阪寝屋川市駅につながるシンボルロードとして整備（延長約350m,幅員25m） ●寝屋川市駅東地区第二種市街地再開発事業 都市計画道路寝屋川駅前線を含む区域における再開発会社による市街地再開発事業を実施（緑地：約300㎡） ●寝屋川市駅東西側駅前広場再整備 京阪本線寝屋川市駅の連続立体交差事業に伴い、交通結節点機能を強化するため、東西駅前広場の再整備を実施 <p style="text-align: right;">など</p>		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 15		

既存施策-24 サクラ☆プロジェクトによる桜街道の整備

対象となるみどり	公共公益施設等	実施主体	行政（市）
内容	<p>鉄道駅を拠点として、市内に点在する桜の名所へのルートを桜街道としてつなげ、名所等の「見える化」を図っています。</p> <p><主な事業内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 桜の植樹計画に伴う桜の植樹工事（打上川法面他） 2 シンボルツリーの植栽（JR 東寝屋川駅前） 3 出生記念プレートに伴う植栽（打上川治水緑地北側） 		
実績	土壌改良 294 本、伐採・伐根 58 本、捕植 36 本、整枝・腐食部処理 239 本（H30 年度までの計画）		
関連計画等	サクラ☆プロジェクト		
関連する具体施策	具体施策 15,37,55		

既存施策-25 大阪府実感できるみどりづくり事業の促進

対象となるみどり	土地利用全般	実施主体	行政（府・市）
内容	大阪府では、街区単位等で面的・線的なみどりのまちづくりを促進させるため、緑化施設の整備等への助成を行う「実感できるみどりづくり事業」を実施しています。また、緑陰等の整備とあわせて周辺の街区に緑化を広める民間事業者を「実感・みどり事業者」として認定し、民間主体のみどりのまちづくりを応援する取り組みへの支援を推進しています。		
実績	—		
関連計画等	みどりの大阪推進計画（平成 21 年 12 月）		
関連する具体施策	具体施策 15		

既存施策-26 学校敷地等における植栽活動や維持管理

対象となるみどり	公共公益施設	実施主体	市民、学校、行政（市）
内容	地域のシンボルとなるみどりづくり ・花いっぱい植栽事業による植栽活動 ・環境推進課との連携による取り組み（グリーンカーテン）		
実績	地域協働協議会との連携によるまちづくり		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 17		

既存施策-27 公共施設植栽事業の推進

対象となるみどり	公共公益施設等	実施主体	行政（市）
内容	都市公園等の維持管理や道路等の公共施設の緑化を進めています。		
実績	11 公共施設等、樹木 2,538 本、地被類 3,768 鉢（平成 28 年度）		
関連計画等	寝屋川市植栽管理マニュアル		
関連する具体施策	具体施策 17		

既存施策-28 花いっぱい植栽事業などの促進

対象となるみどり	都市公園、公共公益施設等	実施主体	行政（市）
内容	市内各所に四季に応じた草花を植えるため、公園愛護会、公共施設（保育所、幼稚園、小中学校）に花苗を配布しています。		
実績	58 公共施設、63 愛護団体（平成 28 年度）		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 17		

既存施策-29 グリーンカーテンの促進

対象となるみどり	公共公益施設等	実施主体	行政（市）
内容	ゴーヤのグリーンカーテンを、市公共施設でエコ活動の一環として取り組んでいます。		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）		
関連する具体施策	具体施策 17, 41		

既存施策-30 大阪府緑化樹配布事業の促進

対象となるみどり	公共公益施設、民有地のみどり	実施主体	行政（府）						
内容	<p>大阪府では、市町村と協力して緑化樹の無償配布が実施されています。地域の方々が協同行う、多くの方の目に触れる場所（敷地の接道部やコミュニティースペースなど）での緑化活動が対象です。</p> <p><例えば・・・こんな場合に樹木の配付が受けられます！></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地やマンションなどを自治会や町内会の皆さんが協同行うとき。 ・学校、幼稚園などでPTAの皆さんが協同行うとき。 ・近くの公園や公共の場を地域の皆さんが協同行うとき。 ・工場で、快適な職場環境をつくるため、工場を社員の方や地域の皆さんが協同行うとき。 <p><緑化樹の例></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>配付時の樹木の高さ</th> <th>樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>約1.8m</td> <td>キンモクセイ、サザンカ、セイヨウカナメ（レッドロビン）、ヤマモモ、イロハモミジ、コブシ、サルスベリ、ソメイヨシノ、ハクモクレン、ハナミズキ、ヤマザクラ以上 11種類</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1箇所あたり10本以上の申請が配付条件です。 ※配付した樹木は、プランター等に鉢植えするのではなく、地植えするようにしてください。</p>				配付時の樹木の高さ	樹種	高木	約1.8m	キンモクセイ、サザンカ、セイヨウカナメ（レッドロビン）、ヤマモモ、イロハモミジ、コブシ、サルスベリ、ソメイヨシノ、ハクモクレン、ハナミズキ、ヤマザクラ以上 11種類
	配付時の樹木の高さ	樹種							
高木	約1.8m	キンモクセイ、サザンカ、セイヨウカナメ（レッドロビン）、ヤマモモ、イロハモミジ、コブシ、サルスベリ、ソメイヨシノ、ハクモクレン、ハナミズキ、ヤマザクラ以上 11種類							
実績	高木 1,951 本（平成 29 年度）								
関連計画等	みどりの大阪推進計画（平成 21 年 12 月）								
関連する具体施策	具体施策 17,52								

既存施策-31 大阪府みどりづくり推進事業の促進

対象となるみどり	公共公益施設、民有地のみどり	実施主体	行政（府）
内容	<p>大阪府では、市街地のみどりを増やし、潤いとやすらぎのある大阪の実現を図るため、地域の緑化組織（地域住民、PTA、民間企業、NPO等で構成される当該地域の緑化活動を実施する組織）が協同行う、樹木の植栽、幼稚園等の園庭の芝生化、花壇づくり等の地域の緑化活動に対して、その活動経費の一部を助成されています。</p>		
実績	補助対象額の2分の1以内、上限300万円		
関連計画等	みどりの大阪推進計画（平成 21 年 12 月）		
関連する具体施策	具体施策 17,52		

既存施策-32 学校敷地の開放

対象となるみどり	公共公益施設等	実施主体	市民、学校、行政（市）
内容	学校体育館・運動場の利用(体育館・運動場を開放)。		
実績	○地域の住民と交流できるように、体育館でのクリスマス会の開催や正門周辺をイルミネーションで飾り、点灯式のイベントを地域の住民と一緒に実施		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 18,51		

既存施策-33 学校における地域協働協議会などによる取り組みの促進

対象となるみどり	公共公益施設等	実施主体	行政（市）
内容	市内にある24の小学校区で地域協働協議会が設立されました。地域協働協議会では住民同士や団体が協力・連携し、地域で話し合いながら、地域のみなさんが参加できる行事や防災、福祉、緑化など地域の特色を生かした活動が行われています。		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市みんなのまち条例		
関連する具体施策	具体施策 18		

既存施策-34 保存樹の指定

対象となるみどり	樹林・樹木	実施主体	行政（市）
内容	樹容が美観上すぐれた樹木を保存樹に指定しています。昭和56年度より市の健全な環境の維持及び緑化の向上・枯死防止に努めるために、保存樹木管理者に維持管理費の一部を助成しています。		
実績	保存樹木指定数 16箇所 47本（平成28年末）		
関連計画等	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、寝屋川市美しいまちづくり条例		
関連する具体施策	具体施策 19,34		

既存施策-35 景観重要樹木の指定検討

対象となるみどり	樹林・樹木	実施主体	行政（市）
内容	地域の良好な景観を形成する外観の優れた樹木を景観重要樹木への指定を検討することとしています。		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）、寝屋川市景観計画（平成30年3月）		
関連する具体施策	具体施策 19,34		

既存施策-36 保存樹維持管理、保存樹故損防止の助成

対象となるみどり	保存樹	実施主体	行政（市）
内容	市の健全な環境の維持及び緑化の向上・枯死防止に努めるために、保存樹木管理者に維持管理費の一部を以下の通り助成しています。 保存樹維持管理助成事業：保存樹1本に対し5,000円/年を助成 保存樹枯損防止助成事業：保存樹に対し500,000円/本（経費の1/2範囲）を助成		
実績	保存樹維持管理助成事業：16寺社(H28) 保存樹枯損防止助成事業：16寺社、47本(H28)		
関連計画等	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、寝屋川市美しいまちづくり条例		
関連する具体施策	具体施策 19,34		

既存施策-37 地域森林計画対象民有林の指定

対象となるみどり	樹林・樹木	実施主体	行政（府・市）
内容	森林法第5条に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、地域森林計画の対象となる民有林の指定・継続を図っています。 民有林とは国が所有する国有林以外の森林を指します。民有林には個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれます。		
実績	9.0ha（平成28年度末）		
関連計画等	森林法、都市緑地法、大阪地域森林計画（平成27年4月）		
関連する具体施策	具体施策21		

既存施策-38 農空間保全地域制度の運用

対象となるみどり	市街化調整区域農地	実施主体	行政（府・市）
内容	大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に基づき、農業従事者だけでなく府民の幅広い参加による農空間の保全と活用を図るため、農空間保全地域を指定しています。		
実績	139.45ha		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策22,24		

既存施策-39 遊休農地対策の検討

対象となるみどり	農地全般	実施主体	行政（市）
内容	遊休農地発生原因として、相続による非農家所有の増加や農業後継者の不在等がある中で、農地の利用と活用を図るべく、近隣農家への耕作利用、農作業の受委託、貸農園の開設等の斡旋を行い、遊休農地の解消や発生の抑制に取り組んでいます。（寝屋川市農業委員会活動計画より）		
実績	—		
関連計画等	農地法、都市農業振興基本計画（平成28年5月）、新たなおおさか農政アクションプラン（平成29年8月）		
関連する具体施策	具体施策22,23		

既存施策-40 ため池調査等の実施による適正管理

対象となるみどり	農地全般	実施主体	市民、行政（府・市）
内容	大阪府による護岸のボーリング調査の実施や、所有者（市）による目視による点検の実施		
実績	—		
関連計画等	大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成19年10月）		
関連する具体施策	具体施策22,23		

既存施策-41 生産緑地地区の追加指定

対象となるみどり	市街化区域内農地	実施主体	行政（市）
内容	都市計画法及び生産緑地法の規定に基づき、面積要件を 300 m ² まで引下げ、生産緑地地区の追加指定を推進しています。		
実績	生産緑地地区の現状：63.70ha（平成 28 年度）		
関連計画等	都市計画法、生産緑地法		
関連する具体施策	具体施策 23		

既存施策-42 特定生産緑地の指定

対象となるみどり	市街化区域内農地	実施主体	行政（市）
内容	<p>特定生産緑地制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。 指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。 		
実績	—		
関連計画等	都市計画法、生産緑地法		
関連する具体施策	具体施策 23		

既存施策-43 貸農園・ふれあい農園、レンゲ解放農地、防災協力農地などの運用

対象となるみどり	農地全般	実施主体	行政（市）
内容	<p>貸農園：地所有者から寝屋川市農政推進協議会が借り受けた農地を区割りして、市民が有償にて入園しています。</p> <p>ふれあい農園：ふれあい農園は従来の市民農園（貸農園）のような「区画貸し」ではなく、入園者が農園主（農家）の指示に従って共同で農作業を行うものです。</p> <p>レンゲ解放農地：寝屋川市では市内農家の協力により、平成 16 年度よりレンゲ畑に自由に立入って摘んでいただけるよう農地を開放しています。</p> <p>防災協力農地：地震などの災害が発生したときに食糧生産の場である田んぼや畑として利用されている農地を一時避難空間や復旧資材置場などとして利用できるように農家の協力を得てあらかじめ登録していただいております。</p>		
実績	<p>貸農園：</p> <p>木屋A（友呂岐神社横）32 区画 新家B（楠根小学校横）30 区画 木屋C（香里自動車教習所裏）32 区画 木屋D（香里自動車教習所裏）13 区画</p> <p>ふれあい農園：「神田体験型農園」、「高柳コミュニティー農園」</p> <p>レンゲ解放農地：レンゲ開放農地 市内 153 筆 約 12.1ha（平成 29 年度）</p> <p>防災協力農地： 市内 204 カ所 農地面積 172,726 平方メートル（平成 21 年度）</p>		
関連計画等	農地法、都市農業振興基本計画（平成 28 年5月）、新たなおおさか農政アクションプラン（平成 29 年8月）		
関連する具体施策	具体施策 24		

既存施策-44 関係法令に基づく緑化の推進

対象となるみどり	土地利用全般	実施主体	行政（府・市）
内容	都市計画法や大阪府自然環境保全条例などにに基づき、民間開発に伴う緑化を推進しています。		
実績	—		
関連計画等	都市計画法、大阪府自然環境保全条例、寝屋川市開発事業に関する指導要綱		
関連する具体施策	具体施策 25,27		

既存施策-45 公開空地の創出

対象となるみどり	大規模敷地	実施主体	行政（市）
内容	公開空地制度を活用し、事業者が計画する建築物の敷地内の空地うち、日常一般に開放される部分を創出します。		
実績	—		
関連計画等	建築基準法		
関連する具体施策	具体施策 25		

既存施策-46 壁面・屋上緑化の実施

対象となるみどり	土地利用全般	実施主体	行政（市）
内容	自然環境保全条例に基づき、屋上での利用可能なスペースがある場合は、利用可能な屋上面積の25%の緑化を指導している。		
実績	—		
関連計画等	都市計画法、大阪府自然環境保全条例、寝屋川市開発事業に関する指導要綱		
関連する具体施策	具体施策 25		

既存施策-47 景観重点地区の指定検討

対象となるみどり	土地利用全般	実施主体	行政（市）
内容	景観計画区域のうち特に重点的形成を図る地区について、以下に示す12地区を「景観重点地区」として指定しています。指定を受けた地区においては、市全域における景観形成基準の適用とは別に、届出対象行為と景観形成基準を設けます。		
実績	<ol style="list-style-type: none"> ① 寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区 ② 香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区 ③ 淀川河川軸景観重点地区 ④ 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区 ⑤ 大阪外環状線(国道170号)沿道景観重点地区 ⑥ 第二京阪道路沿道景観重点地区 ⑦ 東寝屋川駅駅前広場周辺景観重点地区 ⑧ 寝屋川南地区景観重点地区 ⑨ 香里園駅西側駅前広場周辺景観重点地区 ⑩ 寝屋川市駅前線東部沿道景観重点地区 ⑪ 寝屋川市西川駅前広場周辺景観重点地区 ⑫ 萱島駅周辺景観重点地区 		
関連計画等	景観法、寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）、寝屋川市景観計画（平成30年3月）		
関連する具体施策	具体施策 26,31		

既存施策-48 民有地緑化助成の実施（生垣緑化など）

対象となるみどり	土地利用全般	実施主体	行政（市）
内容	生垣設置、駐車場緑化への助成を行うことにより、民有地の緑化の促進を図っています。 <助成内容> 新設：5,000円/m（工事費の1/2,上限50,000円） 既設：12,000円/m（工事費の1/2,既設塼撤去含む、上限120,000円） 延長2m以上、1m当り3本/m以上		
実績	生垣緑化助成24件、1,377,000円（累計） 駐車場緑化助成制度0件		
関連計画等	寝屋川市緑化推進助成金交付要綱		
関連する具体施策	具体施策27,41		

既存施策-49 街路事業に伴うポケットパークの創出

対象となるみどり	小規模公園	実施主体	行政（市）
内容	道路事業に伴う残地を活用したポケットパークの整備		
実績	—		
関連計画等	都市計画法、道路法など		
関連する具体施策	具体施策28		

既存施策-50 開発許可などに伴う帰属公園の創出

対象となるみどり	都市公園等	実施主体	行政（市）
内容	都市計画法及び寝屋川市開発事業に関する指導要綱に基づく公園を設置しています。		
実績	ちびっこ老人憩いの広場：20か所、約0.84ha 都市公園：15か所、約3.32ha（計画策定から平成29年度までの累計）		
関連計画等	都市計画法、寝屋川市開発事業に関する指導要綱		
関連する具体施策	具体施策28		

既存施策-51 大阪府みどりの風促進区域の取り組み促進

対象となるみどり	第二京阪道路、主要地方道 京都守口線及びその沿道	実施主体	市民、事業者、行政（府・市）
内容	「みどりの風促進区域」について 海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進し、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、道路や河川を中心に、一定幅（道路や河川の両側概ね100メートル）の沿線民有地を含む区域を指定しています。		
実績	—		
関連計画等	みどりの大阪推進計画（平成21年12月）		
関連する具体施策	具体施策30		

既存施策-52 道路機能やつながりに配慮した街路樹の整備

対象となるみどり	主要な幹線道路	実施主体	行政（市）
内容	新たな道路整備にあわせた街路樹や植樹柵などの整備を進めています。		
実績	寝屋川市駅前線（延長約 350m、幅員 25m） 都市計画道路対馬江大利線（事業実施中） など		
関連計画等	道路法、都市緑地法、寝屋川市都市計画道路整備方針（平成 25 年 3 月）		
関連する具体施策	具体施策 32		

既存施策-53 植栽管理マニュアルに基づく維持管理

対象となるみどり	主要な幹線道路	実施主体	行政（市）
内容	街路樹は街の景観を向上させ、歩道に緑陰を形成し、大気中の有害物質を吸収するなどの効果があります。このため、樹木の樹形調整、樹勢維持のために、適切な時期・方法で剪定を行っています。適切な維持管理を行うことによって、より美しく、緑豊かな街路にすることを目指しています。		
実績	—		
関連計画等	道路法		
関連する具体施策	具体施策 33		

既存施策-54 ボランティア・サポート・プログラム、アドプト・ロードの活用促進

対象となるみどり	主要な幹線道路等	実施主体	市民、事業者、行政（市）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア・サポート・プログラム（国） 地域や企業の皆さんに道路の美化清掃に参加していただき、皆さんと共に快適な道づくりを進めています。「みち」をきれいにしようという活動から始まって、地域コミュニティの活性化が期待できます。 ●アドプト・ロード（府） アドプト・ロード・プログラムとは、私たちが身近に利用する道路を自分たちの子供のように育てていくというコンセプトのもと、市民グループや企業等の方々の賛同を得て、道路の一定区間の清掃や緑化などの美化活動を継続的に実施していただくもので、道路管理者（各土木事務所）、参加される団体、地元市町村の三者で、参加団体の美化活動の内容や、道路管理者・市町村の協力・分担内容などを定めて協定を結ぶものです。 		
実績	アドプト・ロードの指定件数：16 件		
関連計画等	道路法、都市緑地法		
関連する具体施策	具体施策 33		

既存施策-55 寝屋川再生ワークショップへの参画

対象となるみどり	主要な河川	実施主体	市民、事業者、学校、行政（市）
内容	寝屋川再生ワークショップは、市制 50 周年を契機として、市民協働によるまちづくりを推進するため、平成 13 年度から実施しています。寝屋川の再生プランを提案するとともに、委員が中心となった自主組織「ねや川水辺クラブ」が結成され、以降、寝屋川再生ワークショップ・寝屋川水辺クラブ・寝屋川市が連携して、様々な取り組みを市民活動として行っています。		
実績	寝屋川せせらぎ公園、幸町公園、茨田樋遺跡水辺公園、川勝水辺ひろば等の整備計画への参画 寝屋川市水辺整備基本構想の策定 など		
関連計画等	淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画（平成 27 年 3 月）、寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）、寝屋川市水辺整備基本構想（平成 30 年度改定予定）		
関連する具体施策	具体施策 35,40		

既存施策-56 寝屋川市水辺整備基本構想に基づく施策の推進

対象となるみどり	主要な河川	実施主体	市民、事業者、行政（市）
内容	平成 13 年からの寝屋川再生ワークショップにおける計画づくりを踏まえ、自然と身近にふれあえる水辺広場の整備を進めました。		
実績	幸町公園整備、せせらぎ公園、川勝水辺ひろば整備、茨田樋遺跡公園などの親水空間の整備		
関連計画等	淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画（平成 27 年 3 月）、寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）、寝屋川市水辺整備基本構想（平成 30 年度改定予定）		
関連する具体施策	具体施策 35,40		

既存施策-57 水環境の保全・再生活動の実施

対象となるみどり	主要な河川	実施主体	市民、行政（市）
内容	自然観察会：水生生物調査の実施による水辺、水環境との関わりや、ねや川水辺クラブなどによる保全、再生活動が実施されています。		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）、寝屋川市水辺整備基本構想（平成 30 年度改定予定）		
関連する具体施策	具体施策 36,38		

既存施策-58 社会貢献活動の実施

対象となるみどり	主要な河川	実施主体	市民、事業者
内容	事業者や市民との協働により、寝屋川の清掃活動を行っています。		
実績	クリーンリバー寝屋川		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 36		

既存施策-59 クリーンリバー寝屋川作戦の実施

対象となるみどり	主要な河川	実施主体	市民、事業者、学校、行政（市）
内容	市民、学生、事業所、行政の参画による寝屋川の一斉清掃を、毎年2回程度実施しています。		
実績	—		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 36,38		

既存施策 60 親水空間におけるイベント等の実施

対象となるみどり	主要な河川	実施主体	市民、事業者、学校、行政（市）
内容	市民、大学などとの連携による、水辺と親しみながら楽しめるレクリエーション活動等を継続的に実施しています。		
実績	友呂岐・二十箇水辺ひろばにおける花見・舟下りイベントの実施（毎年実施） など		
関連計画等	寝屋川市水辺整備基本構想（平成 30 年度改定予定）		
関連する具体施策	具体施策 36		

既存施策-61 寝屋川流域水環境改善計画に基づく取り組み

対象となるみどり	主要な河川	実施主体	市民、事業者、行政（府・市）
内容	<p>人とのつながりを育み、誰もが愛着を持てる川を目標として、以下に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水量の安定的な確保 ・水質の汚濁負荷の削減・発生源の対策 ・河道内のごみの削減 ・川に対する愛着を深める仕掛けづくり ・企業の行動の促進 		
実績	—		
関連計画等	寝屋川流域水環境改善計画（平成 24 年 5 月）		
関連する具体施策	具体施策 38		

既存施策-62 河川施設等の点検・修繕の実施

対象となるみどり	河川、水路	実施主体	行政（市）
内容	点検等による施設の危険箇所等の把握に努めた上で、優先度を考慮した修繕等を行っています。		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）		
関連する具体施策	具体施策 39		

既存施策-63 身近な道路沿道でのみどりの取り組みの推進

対象となるみどり	主な幹線道路とその沿道	実施主体	市民、事業者、学校、行政（市）
内容	身近な道路沿道を中心としたみどりの広がりを確保する取り組みを進めています。		
実績	公園・緑地等植栽サポーター事業、生垣設置、駐車場緑地、グリーンカーテンによる壁面緑化		
関連計画等	寝屋川市緑化推進助成金交付要綱（平成 14 年 5 月）		
関連する具体施策	具体施策 41		

既存施策-64 公園・緑地等植栽サポーター制度の促進

対象となるみどり	公園、緑地	実施主体	市民、事業者、学校、行政（市）
内容	<p>市と地域住民との協働による魅力ある緑化を推進するため、市が管理する公園・緑地等の既存花壇を有効活用し、ボランティアとして自ら花作りや緑化の取り組みを提案・実施する、公園・緑地等植栽サポーターを募集しています。</p> <p>■募集対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市内に在住・在職・在学する複数人で組織された団体 2. 提案内容に応じた構成人数で地域コミュニティを促進する組織とし、提案に従い活動を 1 年以上行える団体 3. 市内の地域協働協議会・自治会・公園愛護会・PTA・事業所の他、市民及び市内在職者等複数人数によるボランティア組織 <p>■公園・緑地等植栽サポーターへの支援</p> <p>公園・緑地等植栽サポーターは自らが提案する内容に応じて、下記の支援を受けることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 標識の掲示 2. 緑化資材等（花苗・球根・種子・土・肥料・清掃用具等）の支給 3. 提案実施に必要な小規模な改築 4. 活動状況の PR、啓発活動（市ホームページ、広報誌における広報） 		
実績	6か所（H28）		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 41		

既存施策-65 動植物の生態系に配慮した公園整備

対象となるみどり	都市公園	実施主体	市民、行政（市）
内容	市民ワークショップでの計画づくりを踏まえ、自然や野鳥との共生を目指した公園の整備に取り組みました。		
実績	淀川河川公園、太秦 2 号公園整備		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 42		

既存施策-66 道路・河川等の法面緑化

対象となるみどり	道路・河川	実施主体	行政（市）
内容	道路・河川の法面において、出来る限り樹木や芝による緑化を進めています。		
実績	—		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 42		

既存施策-67 透水性舗装の実施や雨水浸透柵などの普及

対象となるみどり	道路	実施主体	行政（市）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●透水性舗装 空隙を与え、水を通しやすい構造とすることで雨水を舗装面にためず、地下に浸透させます。 ●雨水浸透柵 地下水を涵養することにより、水害の軽減・地球温暖化の防止などといった働きを果たすことが可能であり、雨水を資源として有効活用します。 		
実績	—		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 42		

既存施策-68 現場内有用表土の保存や盛土の土壌改良

対象となるみどり	都市公園など	実施主体	行政（市）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●現場内有用表土の保存 表土は在来の植物の埋土種子が含まれていることから、都市基盤整備などが行われる際には、できるだけ表土を保存し、植生の復元に再利用することが望まれます。 ●盛土の土壌改良 「盛土」の中には、建築廃材や瓦礫などが多く含まれていたり、岩盤のように硬い状態のものがあります。その際には、耕したり、肥料を施すなど土壌改良を行いません。 		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）		
関連する具体施策	具体施策 42		

既存施策-69 河川等への土砂流出、汚濁水の流入防止

対象となるみどり	河川	実施主体	行政（市）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●河川等への土砂流出 都市基盤整備などが行われる際や土砂が堆積傾向にある河川では、適正な土砂採取を行い、河川等への土砂流出の拡大を防ぎます。 ●汚濁水の流入防止 汚水を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）から公共水域へ排出される水（排水）に対して排水基準を遵守します。 		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）		
関連する具体施策	具体施策 42		

既存施策-70 外来種の防除

対象となるみどり	河川、ため池	実施主体	市民、行政（市）
内容	市内に生息している外来生物の情報を市民、事業者提供するとともに、市民の外来魚等の駆除活動の支援を行っています。 オオキンケイギクやセアカゴケグモ等の外来生物の積極的な防御に取り組んでいます。		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）		
関連する具体施策	具体施策 42		

既存施策-71 庁内検討委員会の再編、運営

対象となるみどり	その他	実施主体	行政（市）
内容	教育・福祉・文化スポーツ・環境・産業振興など、様々な分野と連携したみどりの取り組みを促進するため、庁内関係課による横断的な連携体制を構築していきます。		
実績	—		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 43		

既存施策-72 国、府等との連携

対象となるみどり	その他	実施主体	行政（市）
内容	市内の国営・府営公園の整備や管理運営、淀川・寝屋川の流域全体における一体的な取り組みを継続します。		
実績	—		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 43		

既存施策-73 みどりに関する活動団体の設立、支援

対象となるみどり	その他	実施主体	行政（市）
内容	みどりの取り組みを市域全体に広げるため、みどりに関する活動団体への支援を実施しています。		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市みんなのまち基本条例		
関連する具体施策	具体施策 44		

既存施策-74 市民緑化教室の開催

対象となるみどり	その他	実施主体	行政（市）
内容	都市緑化運動の一環として、緑化の啓発と普及を目的に実施しています。		
実績	各コミセン（6か所）、延べ 171 名（H28 年まで）		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 49,53		

既存施策-75 環境学習や生涯学習機会の創出

対象となるみどり	その他	実施主体	行政（市）
内容	水辺などを活用した環境学習の機会創出に努めています。		
実績	—		
関連計画等	寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）		
関連する具体施策	具体施策 49		

既存施策-76 企業等による緑化資材の提供

対象となるみどり	その他	実施主体	事業者
内容	環境フェアなどにおける企業等からの樹木等の提供を受けています。		
実績	—		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 52		

既存施策-77 緑化旬間、緑化月間の実施

対象となるみどり	その他	実施主体	行政（市）
内容	草花の苗、種子の無料配布を通して緑化啓発を実施します。		
実績	各コミセン（6か所）720株（H28）		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 54		

既存施策-78 みどりのガイドブックの発刊

対象となるみどり	その他	実施主体	行政（市）
内容	エコフェスタにおいて緑化啓発を目的として啓発冊子を配布しています。		
実績	300冊/年		
関連計画等	—		
関連する具体施策	具体施策 54		

既存施策-79 みどりの募金事業の実施

対象となるみどり	その他	実施主体	行政（市）
内容	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（緑の募金法）に基づき、緑の募金を通じてみんなで森林を守り育てる運動として、森づくりの輪を身近な地域へ広げています。		
実績	募金額：5,102,402円 交付額：2,024,150円（累計）		
関連計画等	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律		
関連する具体施策	具体施策 54		

既存施策-80 環境フェアなどにおける普及啓発活動

対象となるみどり	その他	実施主体	行政（市）
内容	「みどり・水・くらし」を考えることをテーマに開催する「寝屋川市環境フェア」における緑化教室の開催や苗木の提供を継続します。		
実績	平成 29 年、30 年開催		
関連計画等	－		
関連する具体施策	具体施策 54		

既存施策-81 市の広報やホームページ等を活用した情報発信

対象となるみどり	その他	実施主体	行政（市）
内容	市の広報やホームページなどの活用により情報発信しています。		
実績	－		
関連計画等	－		
関連する具体施策	具体施策 55		

既存施策-82 シンボルツリー、出生記念プレートの植栽

対象となるみどり	都市公園	実施主体	行政（市）
内容	シンボルツリーの植栽。 出生記念プレートに伴う植栽。		
実績	－		
関連計画等	サクラ☆プロジェクト		
関連する具体施策	具体施策 56		

既存施策-83 ライトアップイベントの実施

対象となるみどり	都市公園	実施主体	行政（市）
内容	毎年、本市の中央部に広がる打上川治水緑地の北側遊歩道沿いの桜（約 200 本）のライトアップを行っています。		
実績	平成 28 年度より計 3 回実施		
関連計画等	サクラ☆プロジェクト		
関連する具体施策	具体施策 56		